**平成２７年（フ）第５８号**
茨城県日立市石名坂町２丁目５番２号
債務者　鈴木　　豊
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月13日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２７年（フ）第１３４号**
三重県三重郡朝日町白梅の丘東２丁目２番地４
債務者　徳竹　洋介
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　　晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月16日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２７年（フ）第５０号**
群馬県伊勢崎市東小保方町3050番地16
債務者　**樋**本　忠之
1　決定年月日時　平成27年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年11月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２７年（フ）第１９１号**
岩手県西磐井郡平泉町平泉字塩沢131番地５
債務者　齋藤　修司
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２７年（フ）第４０号**
福島県会津若松市門田町大字黒岩字姻竹ケ丘46番地の１　県営住宅51棟19号、前住所福島県会津若松市八日町７番28号
債務者　大塚　知子
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２７年（フ）第６０８号**
大阪市東淀川区上新庄２丁目４番７号　マッハ87　302号
債務者　本田　慎一
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１５１６号**
大阪市阿倍野区松崎町２丁目10番10号　ロイヤルハイツ21号
債務者　平　美代子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第１９６１号**
大阪市都島区内代町１丁目７番６―501号
債務者　Ｍｉｄｄｌｅ　Ａｇｅこと　松嶋　弘泰
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２０９４号**
大阪府枚方市岡山手町10番１―211号
債務者　西村　裕子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２１６１号**
大阪府八尾市中田５丁目45番地、住民票上の住所大阪府八尾市刑部１丁目273番地
債務者　太田　　静
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２２７４号**
大阪市此花区酉島４丁目２番22―1005号
債務者　大久保眞子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２６７４号**
大阪市旭区新森４丁目３番12号新森グレイス704号
債務者　森田美佐子（旧姓鎭山）
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２７３３号**
大阪府箕面市坊島１丁目10番55―103号
債務者　久松　輝子
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２７４４号**
大阪府枚方市走谷２丁目36番７号
債務者　上里　和夫
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２７５１号**
大阪市福島区吉野４丁目25番16号　七福ビル303号
債務者　田舎料理るんるんこと　原　　敏惠
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２７７３号**
大阪府枚方市香里園山之手町５番13―11号
債務者　池田　一敏
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第２７８１号**
大阪府枚方市星丘２丁目33番22―303号
債務者　福間　高文
1　決定年月日時　平成27年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部